

○洲本市特別職報酬等審議会条例

平成18年2月11日条例第41号

改正

平成18年12月21日条例第274号

平成20年9月29日条例第40号

平成26年12月12日条例第26号

洲本市特別職報酬等審議会条例

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、洲本市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 市長は、市議会議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額（以下「議員報酬等の額」という。）に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

(委員)

第3条 審議会は委員8人をもって組織し、その委員は、洲本市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから、必要の都度市長が任命する。

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成18年2月11日から施行する。

附 則（平成18年12月21日条例第274号抄）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成19年4月1日から施行する。（後略）

（収入役に関する経過措置）

第3条 第3条の規定による改正後の洲本市特別職報酬等審議会条例の規定の適用については、収入役がその任期中に限り、なお従前の例により在職する場合は、同条例第2条中「及び副市長」とあるのは、「、副市長及び収入役」とする。

附 則（平成20年9月29日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年12月12日条例第26号）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に在職する地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育委員会の教育長が、その教育委員会の委員としての任期中に限り在職する場合には、第1条の規定による改正前の洲本市職員定数条例の規定、第2条の規定による改正前の洲本市特別職報酬等審議会条例の規定、第3条の規定による改正前の洲本市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の規定、第4条の規定による改正前の洲本市特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の規定及び第5条の規定による廃止前の洲本市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定は、なおその効力を有する。